昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成22年10月15日発行第406号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

10
2010

上栗山（日光市）

Index

1 貢献
2 業務特集 はじめての廃棄物処理業
6 栃木県行政書士会カレンダー（11月）
7 日行連だより
8 知的資産経営 WEEK2010 ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ
9 認証局事業移管に伴う電子証明書の取り扱いについて
10 おじゃましま～す！
11 支局かわら版（栃木）
12 木もれび・支局情報（塩那・小山・宇都宮）
14 アドちゃんの談話室
15 関東地方協議会連絡会開催
16 福利厚生旅行実施
17 研修会のお知らせ
20 会員の動き

マスコットキャラクター
アドちゃん

©髙井研一郎

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

ＩＣＴ特別委員会委員長　山本　護

「貢献」というテーマでの寄稿にあたり、これまでの人生を振り返る事を促させる程の重みのある言葉であると改めて感じました。家族・職場・地域社会・国家への貢献と身近なところから広い領域まで様々な分野にまたがると思います。今回は多少の貢献になるかわかりませんが、所属しているＩＣＴ特別委員会で１２月に開催予定の第２回研修会「会員自らのホームページ作成」のＰＲを兼ねたご案内をさせて頂きます。

私は平成１０年頃にホームページ（以下ＨＰと表示）を知り、その存在がなぜか気になっていました。そのうちに不動産業を兼業しているため、物件広告の媒体として利用したいと思うようになりました。そして自らＨＰを作成・更新することにより広告宣伝費の節約など一石二鳥以上の効果・利益になると確信しました。また、知人から１０ＭＢの容量を無料使用を提供しているサーバーの情報を得たため、早速その申込後、市販のＨＰソフトを購入し準備に入りました。ＨＰソフトをインストール後ユーザーズ・ガイドを見ながらサイトを作成後サーバーへの転送が完了しインターネット上で確認出来た時は感激したものです。そして所属している佐野市不動産のれん会の新聞折り込み広告にＵＲＬ・・・・・・・・と自らのホームページアドレスを載せてみたところ同業社からも大きな反響がありました。平成１２年５月に開設したのですが、当時のれん会第１号でした。現在はのれん会のＨＰはもちろん２７社中１７社が自社のＨＰを開設しリンクされ、ここ数年で一気に普及してまいりました。今日では、ある業界の雑誌にＨＰを持たないということは本気で商売をやる気がなく、放棄しているようなものだという記載がある程です。ＨＰは２４時間３６５日営業してくれる広告媒体であり、会社の看板のような存在と言えるのではないでしょうか。最近のＨＰソフトは部品の素材集も豊富であり、編集機能も充実しておりサイトを作るための関連書籍も多く出版されています。１２月研修会ではより多くの会員に参加していただく為に初級から中級程度とさせて頂きます。ぜひ、会員自らのＨＰを開設する事をお勧め致します。

ＩＣＴ特別委員会では、本来電子申請についての研修会を開催すべきであります。しかし、財政難・高コスト等により手続きの休止や縮小が現状であります。いずれ見直しを終え、新たなＩＴ戦略の具体化する日が必ず来ると思います。その日のためにＨＰ作成によりインターネット関連の基礎的技術や応用的知識の習得を体系的に学ぶ必要があると考えます。ページ編集にしても特徴ある内容や取り組みを発信してエキスパートを目指して頂きたいと思います。

最後に、営業活動はホームページだけでなく人脈やいろんなルートからあり、多種多様でありましょう。何れも人の心を心として行動することで正に「貢献」という言葉にふさわしい仕事が出来ると考える次第であります。

今　月　の　表　紙

上栗山（日光市）

撮影 ： 広報部　関 比佐江

朝霧がいつしか晴れて、山里の通りを横切る小さなせせらぎに、強烈であでやかな木々の葉がひしめく。

涼しく澄んだ空気の中に、旅人と思わしき会話が響いてきた。近くに露天風呂？

業務特集　はじめての廃棄物処理業

専門業務指導員
金敷　裕

１．廃棄物の排出や処理をする際の法律

廃棄物についての法律 は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、通称として「廃掃法」、「廃棄物処理法」と呼ばれています。

廃棄物の定義は、廃棄物処理法第２条で、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

と規定されており、下記の図のように分類されており、その種類を正しく把握することが重要です。 産業廃棄物の種類と具体的な例は表２をご覧ください。

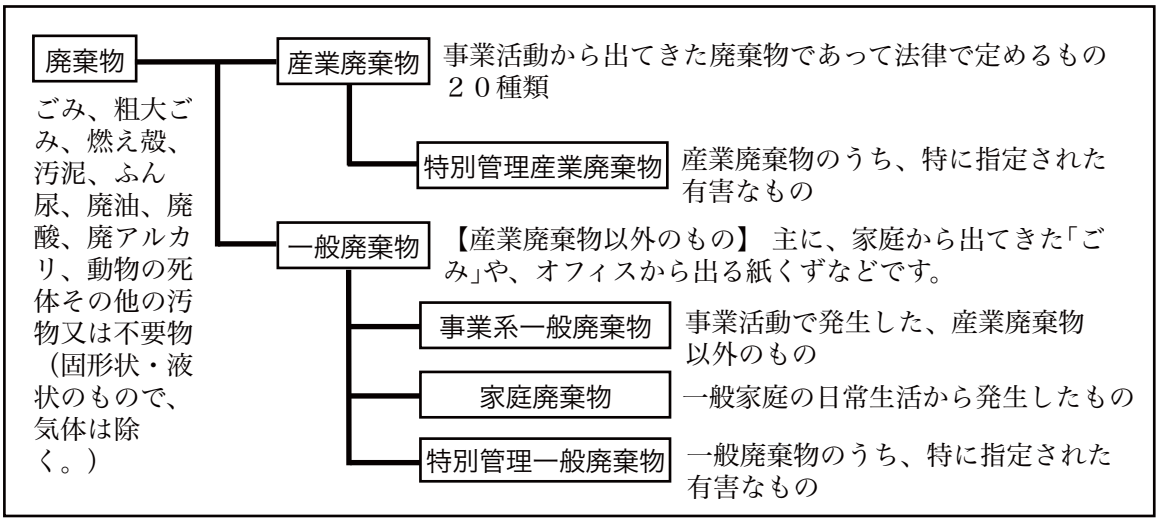

※このほか、指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）については特別な規定があります。

２．特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、政令で定めるものは「特別管理産業廃棄物」として指定されています。そして、特別管理産業廃棄物は、保管、運搬及び処分に際して、産業廃棄物よりも厳しい基準が定められています。特別管理産業廃棄物の種類と具体的な例は表３をご覧ください。

３．各種リサイクル法の対象となる産業廃棄物

○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

→　冷蔵庫(冷凍庫)、テレビ、洗濯機、エアコン

○資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

指定再資源化製品(メーカー等による使用済製品の自主回収･再資源化を求める製品)

→　パソコン、小型二次電池

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

特定建設資材

→　コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

○使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

→　廃自動車

○その他（食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等

４．専ら物（もっぱらぶつ）

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物（通称「専ら物」）、すなわち古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維（昭和46年10月16日環整43号通知）のみを再生目的で扱う業者（通称「専ら業者」）は、廃棄物の処理業者ではありますが、処理業の許可を必要としません。

「専ら業者」に専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理（再生利用のための収集運搬及び処分に限る。）を委託する際は、マニフェストを交付する必要はありませんが、引渡し伝票などで記録を残しておきましょう。

ただし、産業廃棄物の委託基準が適用されますので、契約書は必要となります。

上記４品目以外の産業廃棄物は「専ら物」とみなさないため、例えば廃プラスチックや廃油を再生利用目的で取り扱う業者であっても、業の許可やマニフェストの交付が必要になります。

５．業の許可

他人の産業廃棄物の処理を業として行う場合は、許可を受けなければなりません。

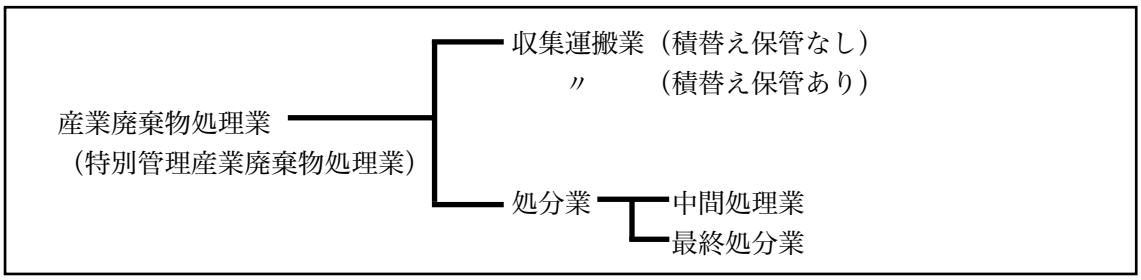

・産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業は別の許可です。（上位許可ではありません。）

・積替え保管は、収集運搬過程の一部と位置づけられています。（積替え保管のみの許可はありません。）

６．施設の許可

処理施設の種類や規模によっては、排出事業者が自ら処理する場合であっても、都道府県知事等の産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要があります。

（例：廃プラスチック類の破砕処理施設の場合　→　５ｔ／日を超える施設）

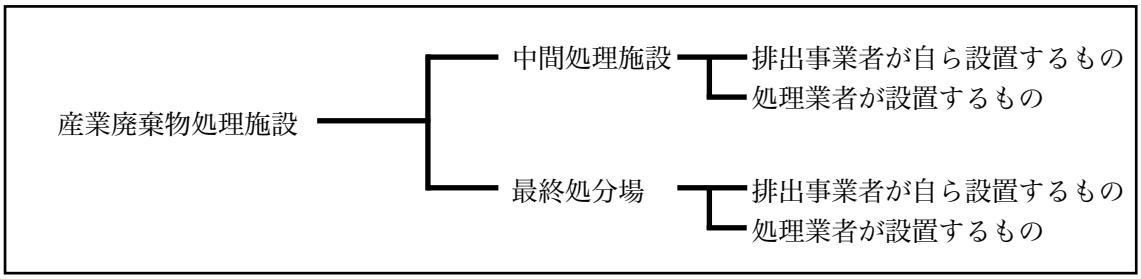

表 . 2　産業廃棄物の種類と具体的な例

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス (潤滑油)、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物 (合成ゴムを含む)
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず (注：合成ゴムは廃プラスチック類)
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラス･コンクリート･陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
＊排出する業種等が限定されるもの	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くずに限る →建設業 (工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 (注：これ以外の業種から発生する、コピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
	(14) 木くず	① 以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業 (工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業 (家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 (注：これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物) ② 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) （注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません。）
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る →建設業 (工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 (注：これ以外の業種から発生する、不要な天然繊維製の衣服などは、事業系一般廃棄物)
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1) ～ (19) の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1) ～ (19) に該当しないもの		

＊上記表の (13) ～ (19) は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は、事業系の一般廃棄物となります。（ただし、(14)②は全ての業種で産業廃棄物になります。）

表 . 3　特別管理産業廃棄物の種類と具体的な例

種類		具体的な例		
廃油 (引火性廃油)		揮発油類、灯油類、軽油類で引火点 70℃未満の廃油 →第 4 類危険物のうち、第三、第四石油類、動植物性油類以外のものなど		
廃酸 (廃強酸)		pH2.0 以下の酸性廃液→廃硫酸、廃塩酸など		
廃アルカリ (廃強アルカリ)		pH12.5 以上のアルカリ性廃液→廃苛性ソーダ液など		
感染性廃棄物		感染のおそれがある産業廃棄物 →病院や研究機関などから排出されるものであって、感染のおそれがある産業廃棄物		
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油 →古い難燃性絶縁油の一部など		
	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 汚染物	ポリ塩化ビフェニルが付着、封入、又は染み込んだ産業廃棄物 →古い高圧トランス、進相コンデンサなどの一部		
	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処理したもので、基準に適合しないもの		
	廃石綿等 (アスベスト)	飛散性のある廃石綿等、又はそれらが付着しているおそれのあるもの →吹きつけ石綿、石綿含有 (保温 , 断熱 , 耐火被覆) 材、使用器具･機材など		
	廃油 (廃溶剤)	下表 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 22 の廃溶剤で特定施設から排出されたもの、及び当該廃油を処理したもので基準に適合しないもの		
	その他	特定施設からの廃棄物のうち、以下の有害物質が基準を超えているもの		
	金属等の名称		廃酸･廃アルカリ	汚泥等
	01 アルキル水銀化合物		検出されないこと	
	水銀又はその化合物		0.05(mg/L)	0.005(mg/L)
	02 カドミウム又はその化合物 (カドミウムイエローなど)		1	0.3
	03 鉛又はその化合物 (鉛丹、鉛白など)		1	0.3
	04 有機りん化合物		1	1
	05 六価クロム化合物 (クロム酸、クロム鍍金液など)		5	1.5
	06 ひ素又はその化合物 (亜砒酸など)		1	0.3
	07 シアン化合物 (青酸ソーダなど)		1	1
	08 ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.03	0.003
	09 トリクロロエチレン (トリ、トリクレン)		3	0.3
	10 テトラクロロエチレン (パーク、パークレン)		1	0.1
	11 ジクロロメタン (塩化メチレン)		2	0.2
	12 四塩化炭素 (テトラクロロメタン、パークロロメタン)		0.2	0.02
	13 1, 2－ジクロロエタン		0.4	0.04
	14 1, 1－ジクロロエチレン		2	0.2
	15 シス－1, 2－ジクロロエチレン		4	0.4
	16 1, 1, 1－トリクロロエタン		30	3
	17 1, 1, 2－トリクロロエタン		0.6	0.06
	18 1, 3－ジクロロプロペン		0.2	0.02
	19 チウラム (農薬の一種)		0.6	0.06
	20 シマジン (農薬の一種)		0.3	0.03
	21 チオベンカルブ (農薬の一種)		2	0.2
	22 ベンゼン		1	0.1
	23 セレン又はその化合物		1	0.3
	24 ダイオキシン類		100pg-TEQ/L	ばいじん、燃え殻、汚泥等　3ng-TEQ/g

栃木県行政書士会カレンダー（１１月）

日		予　定	時　間	主　催
1	月	業務開発部会	13:30～	業務開発部
2	火	試験説明会	14:00～16:00	
3	水	ともなり祭り　塩那支部無料相談会（於：矢板市役所前）		塩那支部
4	木	総務部会	13:30～	総務部
5	金	試験説明会	14:00～16:00	
8	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
9	火	編集会議	13:30～	広報部
10	水	登録説明会	10:00～	総務部
		ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
11	木	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	9:30～16:40	業務研修部
12	金	制度推進部会	13:30～	制度推進部
13	土	フェスタインパルティ　「無料相談」 （於：パルティ とちぎ男女共同参画センター）	10:00～16:00	宇都宮支部
14	日	行政書士試験	13:00～16:00	
		那須支部無料相談会（於：ゆめプラザ那須）	10:00～15:00	那須支部
15	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
16	火	新入会員オリエンテーション	10:00～	総務部
		行政書士基礎講座　第７回　「はじめての都市計画法」	13:30～	業務研修部
17	水	行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
25	木	登録説明会	10:00～	総務部
26	金	宿泊研修（「土地利用関係」をテーマとする予定） ※他支部の会員も研修のみの参加可能 希望者および詳細の問い合わせは 那須支部事務局 欠端（カケハタ）会員まで。TEL 0287-46-7527	14:00～	那須支部
30	火	ＡＤＲ調停人養成ＰＧ　家族法分野研修④	13:30～17:00	業務開発部

事務局よりお知らせ！

新しいアドちゃんパンフレットができました。

会員の皆様には頒布品として販売しております。
１セット（５０枚）￥７５０です。

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
	H22.9. 2	外国人実務事例のご提供について（お願い）	
637	H22.9. 7	常任理事会の議事録について（8/5 開催）	
641	H22.9. 7	社団法人設立に関するお知らせ	
644	H22.9. 7	月間日本行政における公式行事の掲載について	
648	H22.9. 7	日行連パンフレット（平成 22 年度版）及び小冊子の送付について	
650	H22.9. 7	理事会議事録の送付について（7/21,22 開催）	
664	H22.9.10	定時総会の開催地に関するアンケート調査について（お願い）	
673	H22.9.10	ADR 法に基づく認証紛争解決事業者（認証ＡＤＲ機関）による賃貸住宅の賃借関係の紛争に係る面接相談の取り扱いについて	
685	H22.9.15	犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について	
事務連絡	H22.9.15	工事請負契約書の改正通達について	
691	H22.9.15	第５回ＮＡＳＶＡ安全マネジメントセミナーの開催について	
689	H22.9.15	(財)関東陸運振興財団発行の「平成 22 年度版自動車便覧」の送付について	
	H22.9.15	平成 22 年度全国研修について（11・12 月期のプログラム（仮））	
事務連絡	H22.9.17	【重要】高知県行政書士会　住所変更のお知らせ	
710	H22.9.17	行政書士法改正等への取り組みと今後の方向性について	
事務連絡	H22.9.17	平成 22 年度講師養成研修の開催に伴うお願い	
711	H22.9.22	逐条解説書「新　詳解行政書士法」のご案内	
	H22.9.24	H22 年度改訂版　日行連パンフレットの送付について	
724	H22.9.24	全国事務局長連絡会の開催について	
738	H22.9.24	平成 23･24 年度　入札参加資格審査申請のインターネット一元受付テストランについて	
731	H22.9.24	社団支部設立に対する意識調査について	
707	H22.9.28	不正商品対策協議会（ＡＣＡ）広報ポスターの送付について	
751	H22.9.28	認証局事業移管に伴う電子証明書の取扱いについて	
762	H22.9.30	地方自治体電子申請システムに関するアンケートについて	

知的資産経営WEEK2010

参加無料

中小企業のための知的資産経営シンポジウム

こうすれば会社はもっと元気になる!!

～経営を変える「我社の強み」の見つけ方と活用の仕方～

経営にとって大切な「差別化」や「オンリーワン」、実際、どのように実現していけば良いのでしょうか？

「知的資産経営」は、どの企業にも潜在する自社の強み（知的資産）を認識し、これを事業経営に活用、戦略的に開示することにより、経営力の強化や差別化を図る経営スキームです。

本シンポジウムでは「知的資産経営」の第一線でご活躍の有識者、企業経営者をお招きし、具体的な事例を交えながら「知的資産経営」及びこれを支援する行政書士等外部専門家の在り方や方向性についても理解を深めてまいります。

不況に負けない元気な会社を目指す中小企業経営層、企業支援を担う自治体・商工団体、金融機関等の皆様方のご来場をお待ち申し上げております。

開催日時

2010年11月30日(火)

13時～16時30分（12時30分受付開始）

開催場所

日経ホール（東京・大手町）

参加費無料・定員 500 名（事前登録制）

主催：日本行政書士会連合会／東京都行政書士会（共催）

後援：経済産業省／中小企業庁／(独)中小企業基盤整備機構／日本商工会議所／全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会／(財)知的資産活用センター／知的資産経営研究会

協賛：(株)経済法令研究会／(株)ぎょうせい／(株)東京リーガルマインド(順不同)

●基調講演

古賀 智敏 教授（同志社大学）
「企業の競争優位性と知的資産」

古賀 智敏 教授
（基調講演）

内田 恭彦 教授
（パネルディスカッション
モデレーター）

●パネルディスカッション

「今なぜ、知的資産経営か？ ーその必要性と課題」
～知的資産経営の導入支援とあり方を考える～

・モデレーター
内田 恭彦 教授（山口大学）

・パネリスト
中森 孝文 准教授（立命館大学）
中嶋 和繁 氏（滋賀県中小企業団体中央会）
横田 吉男 氏（㈱山岡製作所専務取締役）
立石 裕明 氏（㈱アテーナホテルズ代表取締役）
江端 俊昭（行政書士／日本行政書士会連合会）

参加申し込み・詳細情報はこちら▶ 日本行政書士会連合会 検索

インターネット申し込み
URL：**http://www.gyosei.or.jp/week2010/**

認証局事業移管に伴う電子証明書の取り扱いについて

～日行連より～

先般より、電子申請推進委員会では、日本商工会議所（以下「日商」という。）が特定認証局事業を撤退することを受け、行政書士電子証明書発行事業の移行先の選定について協議を重ねて参りました。

今般、当該事業を日商からセコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコム」という。）に正式に移管することとなりましたのでご報告いたします。

日商からセコムへの移行にあたり、各電子証明書の取り扱いについては、【各電子証明書の取り扱いについて】のとおりとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

現行の証明書に対応している行政側システムについては、新電子証明書による受け入れも保障するよう最善を尽くし移行作業を進めて参ります。各地方自治体への接続テスト等個別対応が必要となった場合には、必要に応じて関係単位会への協力を要請させていただきますので、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

認証局事業の移管について、すでに発行されている電子証明書をお持ちの会員には、日商より別途案内文書が個別に通知される予定です。

【各電子証明書の取り扱いについて】

日商が提供する現行の電子証明書

・サービス内容	：	変更なし。引き続き有効期限を迎えるまで従来どおりの使用が可能。 移行後も最後の利用者が有効期限を迎えるまで、現状のサポート体制を維持します。
・提供終了時期	：	平成 22 年 12 月 15 日をもって、発行受付を終了します。（予定）

セコムが提供する新たな電子証明書

・サービス内容	：	電子証明書の形式等は現行のものと同様。 提供価格について変更なし。（有効期間 2 年で 14,700 円） 新たに有効期間 3 年の証明書も発行予定。（22,050 円） （現在使用している証明書を更新する際、有効期間 3 年の証明書へ変更して更新する場合には、さらに 1000 円割引となります。） 現行の商工会議所会員割引についても同様のサービスを実施する予定です。 有効期間 2 年 12,600 円（現状と同額） 有効期間 3 年 18,900 円
・提供開始時期	：	平成 22 年 12 月 1 日より、発行受付を開始します。（予定）

※最大平成 25 年 1 月まで、日商・セコム両証明書が併存することとなります。今後新たに拡がる利用環境を含め、新旧証明書の利用環境に相異が生じないよう調整に努めて参ります。

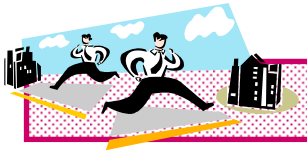

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

いつもおしゃれでダンディな小平裕一会員。一年前に結婚したばかりの日常はどんなものかと、興味津々でおじゃましました。

氏　名　小平　裕一（こだいら　ゆういち）
事務所　宇都宮市兵庫塚３丁目４１番３３号
登録日　平成１６年６月１日

宇都宮市兵庫塚の閑静な住宅街の中にモダンな事務所があります。中に入ると、おおっ！ここは美術館か、はたまたエステサロンか、というくらい、おしゃれです、すてきです。アレンジメントされたお花や花器が美しくコーディネイトされています。

生花の師匠をされているお母様がこの事務所でお教室に利用することもあるとか、納得です。

「アンディ・ウォーホルが好きなんです」とおっしゃる小平会員。事務所に入るとウォーホルの絵がお出迎えしてくれます。

さて、宇都宮支部で研修会講師を毎年務める実力派の小平会員。はたしてその素顔は？

1　（いきなり）ご趣味は？

「ドライブ、トロンボーン、電子アルバム作成」

お、なんだかハイソな感じがじわじわ。電子アルバムってなんですか～？と無知丸出しでお訊ねすると、昨年の行政書士会厚生旅行をＤＶＤに記録作成したものをみせてくださいました。効果音、ＢＧＭ付きの本格的映像です。

2　得意料理は？　好きな食べ物は？

「得意料理は中華で，好きな食べ物はラーメンとカレー」

う～ん、意外と庶民的ですね。ところが、ラーメンもカレーもそれぞれかなりこだわりがあるそうです。

3　好きな映画は？

「『２０世紀少年』は自分の世代なので、自分と重ねあわせると。時代的なものがすべて完璧で素晴らしいです」

そうですか。私の世代なら「ちびまるこちゃん」ですが。およそ１世代の差をじんわり感じました…。

前職は宇都宮地裁事務官。裁判所勤務１０年を経て、２００４年６月に入会・開業。主な業務は、内容証明・契約書関係のほか自動車関連業務。今後は、ある分野の「プロフェッショナル」ではなく、むしろ何でもこなせる「オールマイティ」を目指したいとのこと。

いい香りのするハイソな雰囲気いっぱいの事務所は居心地がよくて去りがたいです…。あ、大事なことを伺うのを忘れてました。

結婚して、どうですかあ？

「楽しいです(^^)v」

注：アンディ・ウォーホル（Andy Warhol：1928 年 8 月 6 日 – 1987 年 2 月 22 日）アメリカの画家・版画家・芸術家。ポップアートの旗手。

（宇都宮支部　深見史）

県立大平山自然公園

栃木支部

栃木市西部に広がる太平山、晃石山、馬不入山などの山々を含む丘陵地帯は、昭和３０年県立自然公園に指定されました。その中心は何と言っても標高３４１ｍの太平山です。山頂には太平山神社や謙信平などがあります。また、春は遊覧道路の桜のトンネル、夏はあじさい坂、秋は謙信平の紅葉など四季折々の自然にも恵まれています。見所を数え上げればきりがありません。その中からいくつかを紹介します。

謙信平

太平山に観光に来ると、誰もが立ち寄るところが、謙信平です。戦国時代、上杉謙信が北条氏康と太平山南麓の大中寺で和議を結んだとき、ここに立ち寄ったといわれ、名前の由来になっています。謙信平には茶店がたくさん並んでいて、「団子・焼き鳥・玉子焼き」の三大名物を食べることが出来ます。名物に旨い物なしとよく言われますが、太平山の三大名物は掛け値無しに旨いです。関東平野を一望できる茶店の縁台で、そよ風に吹かれながら、名物に舌鼓を打つ、これは最高です！

あじさい坂

麓から太平山神社に続く表参道は、１０００段の石段が続いています。その両側には約２５００本のあじさいが植えられ、初夏ともなると色とりどりのあじさいが咲き乱れます。また、この時期は、しっとりと雨に濡れた「のづら積み」の石段も美しく、咲き誇るあじさいと相まって、梅雨時の情緒ある風景が人々の心を和ませてくれます。あじさい坂に雨がぽつりぽつりと落ちてくると、どこからともなく雨蛙の合唱が始まります。この『太平山あじさい坂の雨蛙』の鳴き声は、平成８年県内で唯一、環境省の『残したい日本の音風景１００選』に選ばれました。

素晴らしい眺望

主な眺望スポットは２か所あります。ひとつは太平山神社側にある見晴台です。栃木市街地が一望できます。もうひとつは謙信平にある展望台で

す。眼前に関東平野が果てしなく広がり、冬晴れの澄み切った日には、はるか彼方に新宿高層ビルや富士山を望むことができます。それに、今年からは東京スカイツリーも加わることになるでしょう。完成後はどのように見えるのか、今から楽しみです。また、雨上がりで霧の立ち込めた時などに見える景色は、眼下に点在する丘や小山が、海に浮かぶ小島のように見えるところから、「陸の松島」ともいわれ、まるで墨絵のような世界が広がります。素晴らしい眺望は、昼間だけではありません。２か所とも市街地から適度に離れているため、夜景もそれはそれは美しく、訪れた人を感動させてくれます。県内でも有数の夜景スポットと言えるでしょう。

太平山といえば、「桜」が有名ですが、このように桜以外にも見所はたくさんあります。今回はそんな中から一部を紹介させていただきました。太平山は四季を通じて楽しむことができますから、一度といわず、何度でも訪れてみてはいかがでしょうか。季節ごとに、そして訪れるたびに、新たな感動を与えてくれると思います。

（支局長　白石博章）

今年の気候は、春から異常に見舞われ、「梅の花に雪」とはよく聞く話ですが、「桜の花に雪」というような状況に始まり、初夏には、真夏日のような猛暑が何日もあり、さわやかな五月晴れの、心地よい日々は続きませんでした。

また、夏には９月号の「木もれび」にも書かれているように、猛暑日が何十日も続くというような、異常事態が続発しました。

それと同時に、この夏は台風の襲来が数少なく、反面局地的な、集中豪雨が発生し、テッポウ水や土砂崩れ、竜巻のような風により、大変甚大な災害をもたらしたことは、ご承知のとおりであります。

また、台風のコースも、例年になく九州から日本海に抜けて、再び東・北日本に上陸するというような、異例の場所を通過し、人々をびっくりさせておりました。

そのために、農産物は米に始まり、野菜・果物など、ほとんど収穫物の品質が不良となり、ただ一つスイカのみが、豊作でおいしいものが出来ましたが、猛暑のために需要が多かったため、価格が安くならなかったと聞いています。

漁業においてもしかり、秋の味覚「サンマ」が海水温の上昇により、漁獲量が激減し、漁業者の大変困っている状況が、報道等にも紹介されておりました。

なお、お彼岸には、一日に１５度以上も気温差が出るなど、長期予報によりますと、この秋は短く、冬の到来は早く、寒い冬との観測も、あるやに聞いておりますが、どうなることでしょうか。

一番問題でもあり、危惧されることとしては、この異常気象が、慣れにより通常となることが、心配されることとして、関係者をはじめ、多くの皆様にささやかれております。

しかし、人間とはたいしたもので、こんな異常気象にも、難なく対応し、適応できるのですから、立派なものであると思います。

また、幸いなことに、私たち行政書士の業務には、異常気象についての、影響があまりないことが、不幸中の幸いと申しますか、ありがたいことでしょう。

今後とも、業務に精通し、お客様に信頼される行政書士として、がんばろうではありませんか。

（鹿沼支局長　山ノ井一男）

支局情報

【塩　那】

塩那支部研修会実施

８月２８日午後、さくら市喜連川の簡易保険保養センター会議室において支部研修会を実施しました。

内容は、①矢口正則支部会員が「入管業務の実務」、②大戸孝男会員が「相続税に関する実務」の講義をしました。

入管業務の実務は、出入国管理及び難民認定法の主な条文の解説と在留資格認定申請書の作成要領を具体的に説明してくれました。

塩那支部では、入管業務を実際に行っている会員はほとんどいないようです。矢口会員は、外国人同士の口コミで委託されることがある、と話されていました。中国、韓国、東南アジア諸国との経済的結びつきがますます強くなっていく中で、人の交流も当然増えています。入管業務を委託される機会もあると思います。外国人だからといってしり込みしないように、正しい手続きができる準備をしておく必要を感じました。

税理士でもある大戸会員の相続税に関する講義は、実際に扱った事例を交えて話してくれました。相続人が兄弟ですんなり決まるところが、途中からその奥さんが絡んでもつれてしまった、など相続手続きは、人間関係まで考慮に入れて進める必要があること。名義預金があるときや小規模宅地の評価などにも注意する事、等わかりやすくおもしろく熱い講義をしてくれました。

参加者１５名、いずれの講義にも質疑が多く出され、熱心な講師と受講者で密度の濃い研修会になりました。　（支局長　長谷川久夫）

【小　山】

秋の交通安全運動実施

「マナーアップ！あなたが主役です」をスローガンに掲げ、平成２２年９月２１日（火）午前７時半より、小山市羽川交差点にて秋の交通安全県民総ぐるみ運動を実施しました。今回の栃木県の重点目標は、高齢者に関わる交通事故が多発していることから「高齢者に優しい３Ｓ運動（ＳＥＥ（見る）ＳＬＯＷ（減速する）ＳＴＯＰ（止まる）」となっており、高齢者をいち早く発見し、見かけたら減速し、停止するということを意味しています。全国の重点目標である「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止・シートベルトとチャイルドシートの着用徹底・飲酒運転の根絶」も非常に重要なテーマです。

小山支部は毎年３回、関係機関・団体と連携・協力し、交通事故防止の徹底、また道路交通環境の改善を目指し活動を行っています。みなさんもいま一度自身の交通習慣を見直し、正しい交通マナーの実践を心がけてください。

（支局長　作道みゆき）

【宇都宮】

土地がわかった！～土地利用・調査のポイント
宇都宮支部第２回研修会

行政書士として一般的な相談を受けていても土地問題が関係していることが多く、土地関係業務に不慣れな会員にとっては、「土地」は鬼門ともいえる。そこで宇都宮支部では、第２回目の研修として土地利用業務を取り上げ、９月３０日（木）行政書士会館にて開催した。

講師の田渕徹会員は現在那須支部長であり、入会１０年目にして、土地関係に限らず、これまでに非常に多くの業務を手掛けてこられた方である。

研修の前半は「栃木県都市計画区域図」から、基本的な土地利用規制を俯瞰し、土地利用の概要や考え方を学んだ。後半は４つの事例から、どのような手順で開発行為が進められたか、具体的に解説いただいた。土地の分割などについても、多様な知識がなければ出来ない手法が提示された。荒廃した土地が造成され、新しい住宅団地として生まれ変わる様子を見かけるが、その過程には行政書士が関わる専門分野が数多くあることを改めて知った。

これらの業務はやりがいがあるが、それだけに難易度も高い。この分野をメインにと考えている会員には、今回の研修会は具体的な方向性を示す頼もしい羅針盤になったのではないだろうか。

（支局長　遠藤美代子）

麗しの秋、躍動する支部活動
宇都宮支部第３回役員会開催

街路樹がうっすらと秋色に染まった９月３０日（木）、行政書士会館にて宇都宮支部理事会が開催され、理事１６名全員が出席した。

主な議題は１０月の広報月間に伴う事業と下半期に予定している研修・相談会事業の検討。今後「土地関係」「交通事故関係」「契約・内容証明関係」と３回の研修会、及び２回の無料相談会を予定している。

毎月行っている宇都宮市国際交流協会における無料相談については、研修の充実を図るため、一部しくみを変えて新たに相談員を募集していくこととなった。

理事会に続いて開かれた日政連栃木会宇都宮支部幹事会では、「支部だより」の発行と「知事を囲む会」等について検討、可決された。

書士議員としてこの４年間奔走されてきた郷間康久議員からは、宇都宮市議会１２月一般質問に、是非、行政書士業に関した項目も入れ、集大成としたい旨が述べられた。幹事会の中で、役所に対する要望、気になる点などが挙げられ、郷間議員はそれを議会活動にいかすことを明言した。郷間議員のさらなる活躍を期待したい。

（支局長　遠藤美代子）

母のこと

母が点滴による抗がん剤治療を始めたのは平成２０年の初夏でした。

まず、それまでの経緯を記しておきます。母は、その前年の秋に約４０日間入院し大腸がんの手術をしました。箇所が大腸の先端近くでしたので人工肛門になってしまう可能性も事前に聴かされていましたが、幸い回避され無事終了しました（手術後、先生から摘出した部位を見せられました。湯気が立っていたので、触るとまだ温かそうでしたが、それを口にすると「触ってみますか？」と言われそうでしたので、黙っていました）。手術が終ってから約２週間後に退院するまでは、病院に顔を出すことに苦痛が伴わない幸せなひとときでした。病棟３階まで階段で上がると病棟の廊下を母が点滴をガラガラ引きずりながら歩いています。私に気づくと「歩く練習」と微笑みます。「病室に帰って少し休む」と、一緒に病室までガラガラとゆっくり歩きます。病室に戻るとベッドに横になりますが、会話ははずまず１０分ほどで「大丈夫だから」との言葉で帰ることになります。「歩く練習がてら、送るよ」と再び点滴をガラガラと引きずりながら一緒に階段まで歩いて、「お大事に」と別れます。階段の上り下りも病院とは思えないほど気楽でした（通常は、嫌々階段を上るのです）。

１度、日曜日の夕方病院の母から電話がありました。電話に出た父によると「朝、トイレに行く時に寒いからパジャマの上に引っ掛けるものを持って来てほしい」とのことでした。私は〝次に病院に来るときに〟という意味だと思いましたが、父は〝すぐにほしい〟との意味にとっていました。仕方なく（嫌々）病院へ車を走らせました。病室へ入ると母はテレビで「笑点」を見ながら「な～に、わざわざ持って来てくれたんだ」とのんきに言いました。私は瞬間〝ムッ〟としましたが、病室の人たちは夕食中でした。まだ食事制限中だった母は当然ながら夕食なしです。周りの人が食べているのに食べられない〝食いしん坊〟な母。「もう帰るんかい」との母の言葉を背に受けながら、すぐに病室を出ました。〝食いしん坊〟な母は入院する前から退院する直前まで約２ヵ月間、口から食べ物をとることができませんでした。人は点滴だけで生きて行けることに驚きました。

食べ物つながりでもう１つのエピソード。退院目前で主治医の先生から話があるとのことで病院へ呼び出されました。約束は午前１１時だったと思います。しかも、当日急に電話があり何とか約束どおり病院へ着きました。案の定待たされました。お医者さんは忙しいのです。待たされても仕方がありません。〝悪い話〟（本当に〝悪い話〟は、この１年後や１年半後にありました）でないことはわかっていますので、心にも余裕があります（結果的には少し〝悪い話〟もありました）。ところで、病院のお昼は早いのです。１１時半頃には準備が出来ます。その日のお昼はカレーライスでした。１２時直前にナースセンターに呼ばれた母と私は、先生から今後の外来での療養計画について説明を受け始めました。ナースセンターにもカレーの匂いは漂ってきます。漫画ならばドアの隙間から帯状に漂ってくるのが目で見えるわけです。気がそぞろになった〝食いしん坊〟な母は、「先生、後は息子と話しておいて下さい」とカレーを食べに行ってしまいました。ナースセンターに残された先生と私と居合わせた看護師さんたちは〝あっ気〟に取られてしまいましたが、カレーの匂いと幸せな雰囲気にも包まれていました。病室に戻ると母は幸せそうにカレーを食べていましたが、「徹（私のこと）は、お昼はまだかい？」と当たり前のことを聴きました。普段ならば〝ムッ〟ときそうな母の言動も、許せてしまうあの頃でした。本題に入る前に紙数が尽きてしまいました。

（足利支部　杵渕　徹）

栃木県行政書士会

関東地方協議会連絡会開催

去る９月２６日（日）・２７日（月）の２日間、茨城県大洗町、大洗ホテルにて、関東地方協議会連絡会が開催されました。

日行連には、八つの地方協議会があり、関東地方協議会は、関東１都６県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県と合わせ１都１０県で構成されております。

今年度の出席者数は、日行連会長はじめ、各単位会合わせて１１５名でした。

第１日目 15時00分～17時45分 分科会の開催

第１分科会　国際業務部門
「国際業務におけるコンプライアンスの可視化について」
第２分科会　業務部門
「行政書士法と他士業について」
第３分科会　成年後見部門
「行政書士と成年後見・現状と将来の展望」
第４分科会　産業廃棄物業務部門
「産業廃棄物申請に関する問題点について」
第５分科会　ＡＤＲ業務部門
「ＡＤＲ事業推進における問題点について」
～ＡＤＲ事業の推進状況と将来の展望～

第２日目　9時00分～12時00分　全体会

関地協会長、茨城県総務部長、日本行政書士会連合会長と各代表のあいさつがあり、その後、全体会に入りました。

全体会
(1) 分科会報告
(2) 日行連の当面の諸問題及び事業の説明
(3) 日行連に対する要望・意見等
(4) 単位会における問題点及びその対策
(5) 諸問題に関する意見交換

両日とも、時間超過となる協議・意見交換等、問題点もある中で有意義な交流が得られました。

この協議結果は、要望事項として日行連に報告されます。

（広報担当副会長　押野 佑）

広報部よりお知らせ

研修会・講演会のネット配信について

以下の二つを追加しました。

◆国際業務研究会設立記念講演会（平成２２年９月１日実施）
「国際業務の取り組み方」
◆宇都宮支部研修会（平成２２年９月３０日実施）
「土地調査のポイント」

当会ホームページ会員専用
「各種データ」→「研修会関連」から視聴できます。

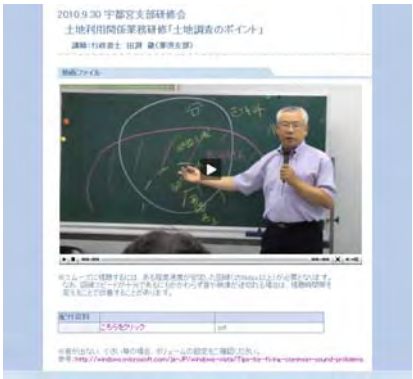

福利厚生旅行　～大内宿と会津若松の旅～

９月１１日（土）～１２日（日）の二日間、書士会福利厚生事業として、大内宿から東山温泉・会津若松へのバス旅行が実施されました。宇都宮支部２５名（家族１名、補助者６名含む）、小山支部３名、栃木支部３名、那須支部４名、事務局２名の合計３７名が参加。１１日朝、天気は上々、貸切バスは宇都宮を出発して東北道を北上、那須インター近くのお菓子の城で那須支部の４名が合流し、大内宿を目指しました。

大内宿で「岩魚の塩焼きと高遠そば」で早目の昼食をとりました。この高遠そば、長ネギ一本を箸代わりにしてそばを食べつつ、その長ネギをかじるという食べ方なのです。その昔、信州高遠地方の殿様が会津に移り住んだ時にそば職人を連れて行ったため、この食べ方が会津地方にも広がったらしいのです。あまりにも食べにくいので、結局みなさん箸を使って食べました。

大内宿で江戸時代の宿場町の雰囲気を楽しんだあと、次の見学地「塔のへつり」へ。“へつり”とは、方言で川に迫った断崖や急斜面の意味。百万年にわたる水流や風雨の浸食作用によって、断崖が塔状に変化したもので実に不思議な景観でした。

次に鶴ヶ城で数々の歴史的な文化財を見学した後、この日の最後の見学地である会津酒造歴史館へ。酒造工程を見学したあと、何種類もの清酒を試飲して、みなさん思わず笑みがこぼれてしまうのでした。ほろ酔い気分で東山温泉の宿に到着し、温泉に浸かって一休み。そして夜の懇親会。和気あいあいと会話も弾み、カラオケで更に盛り上がりました。

２日目は、前日とはうって変わって朝から雨模様でしたが、白虎隊自刃の地として有名な飯盛山へ。動く歩道で中腹まで登ると、白虎隊の装束を身にまとったおねえさんが私たちを土産物店の二階の広間へと案内してくれました。そして、おもむろにカセットテープの頭出しをしたあと、白虎隊の踊りを“手短かに”披露し、踊りが終わると外に出て、白虎隊の墓や自刃の地などの史跡を案内してくれました。次に一行は再び土産物店に案内され、お茶とお茶請けを頂き一休み。そして、ここからがメインイベントと言わんばかりに、例の女性白虎隊士が土産物のプレゼンテーションを始めました。この「いろいろサービスしたんだからお土産買ってよねシステム」はＢ級な感じがなかなか味わい深く、後世に残してほしいものです。

最後に訪れたのが猪苗代湖畔の地ビール館です。和食膳の豪華な昼食となりましたが、帰りの運転があるので、地ビール館なのにビールは試飲の一口だけでがまんです。それでは間が持たないと、隣接する世界のガラス館を見学して、土砂降りの雨の中帰途につきました。

盛りだくさんな二日間でしたが、参加されたみなさんのご協力により、事故やトラブルもなくたいへん楽しい旅行になりました。ありがとうございました。　　（総務部　田沼芳友）

※ホームページ会員専用「各種データ」→「その他」にて旅行の写真をご覧いただけます。

産業廃棄物収集運搬業特別研修会

業務研修部主催

○開催日時　　平成 22 年 11 月 11 日（木）

○場　　所　　栃木県行政書士会館２Ｆ

○受 講 料　　計 ２，０００円（1 科目 500 円/全 4 科目）

時 間 割		研 修 科 目	講 師
1 時限目	9:30～11:00	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士
2 時限目	11:10～12:40	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	青木 裕一
3 時限目	13:30～15:00	財務諸表に基づく経営分析	行政書士
4 時限目	15:10～16:40	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	松岡 英彦

※１科目終了ごとに、お手持ちの「出席確認カード」に修了印を押印します。（全４科目同様）
※４科目を修了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。
※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は､修了書の写しを添付することとなっております。

※本年度全４科目受講できない方については、「出席カード」を来年度以降受講する際まで大切に、保管しておいてください。
注）受講カード紛失の場合は、全科目再受講となりますのでご注意ください。

途中からの入退室の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。

＜日行連主催　全国研修＞のネット配信についてのお知らせ

業務研修部

先月号でお知らせしました上記研修についてですが､後日ＤＶＤ研修として実施することとなりました。
研修日程については、決まり次第、行政とちぎ・会員専用ホームページに掲載致します。
なお、行政とちぎ９月号にて、各事務所での受講可能とお知らせいたしましたが、受講環境設定の都合上、各事務所での受講は不可能となりますのでご了承ください。
情報の訂正をさせていただくと同時に､会員各位にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

研修詳細

行政書士基礎講座　第７回

業務研修部主催

○ 開催日時
平成 22 年 11 月 16 日（火）13：30～

○ 開催場所
栃木県行政書士会館２階

○ 研修項目および講師
「はじめての都市計画法」（行政書士　横山　真）

研修詳細

ＡＤＲ調停人養成 PG　家族法分野研修④

業務開発部主催

○ 開催日時
平成 22 年 11 月 30 日（火）13：30～17：00

○ 開催場所
栃木県行政書士会館２階

○ 研修項目および講師
「相続法概説２」（法務博士　清水陽介）

募　集　研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500 程度
11／11	産業廃棄物収集運搬業特別研修会	500×4	11/3		—	
11／16	行政書士基礎講座　第７回 「はじめての都市計画法」	無料	11/11		—	—
11／30	ＡＤＲ調停人養成 PG 家族法分野研修④	無料	11/26		—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれてNo.1

契約件数

平成20年版「インシュアランス生命保険統計号」より

治療時はもちろん、その後の回復もサポート!
生きる気持ちに、本気で応える「がん保険」

病気もケガも一生涯保障で安心!
手術の保障が広がって安心!

医療の進化に
合わせた
アフラックの新しい
「がん保険」

生きる気持ちに、本気で応える
アフラックの
がん保険f
フォルテ

EVERが
生まれかわって、
新登場！

\新登場/
もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

※ご確認ください

◎この資料は、記載の保険（プラン）の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット（契約概要）」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
◎お仕事の内容やご健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。
Aflac
アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）
金融第二営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
Tel.03-3344-1419

■募集代理店（アフラックは代理店制度を採用しております）

三信振興（株）生命保険部
0120-357-212 FAX 03-3572-7451
〒105-0004 港区新橋2-20-1 新橋三信館

AF005-2009-0345 8月25日

切りとり線

希望書 ご記入の上、上記代理店にご提出ください **FAX 03-3572-7451**

❶ ご希望の商品に○をつけてください。
がん保険f（フォルテ） 新EVER

❷ □に☑をつけてください。
□ 契約を希望する □ 説明を希望する □ 資料を希望する

❸ ご希望の方のお名前・性別・生年月日・現住所・電話番号・ご勤務先を記入してください。

ご本人欄	お名前	フリガナ 様	性別	男性 女性	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	現住所	フリガナ 〒			自宅☎	（ ）
ご勤務先	会社名		部署名		会社☎	（ ）

募集代理店 御中
今回提供する個人情報の貴代理店における利用目的が、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理であることを確認しました。
また、これらの利用目的のために貴代理店がその提携先であるアフラックに登録されている代理店と共同して対応する際には、個人情報が当該代理店に提供されることにつき同意します。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇 都 宮 石川 伸治	H22.9.1	320-0055	宇都宮市下戸祭 2-12-14	028-621-5014	
	小　山 外山　明	H22.9.15	323-0807	小山市城東 1-6-33	0285-25-1122	

【退　会】　荒井邦夫会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	橋本信夫	H22.9.14	廃　業	芳　賀	荒井邦夫	H22.9.9	死　亡

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	早乙女和久	事務所 ＴＥＬ	宇都宮市明保野町 6-35 明保野ビル 2 階 028-678-5783
佐　野	伊勢田和良	ＴＥＬ	0283-85-7105
足　利	相山　有美	ＴＥＬ	0284-64-9787
宇都宮	前澤　眞一	ＴＥＬ	028-621-1133

事務局よりお知らせ

会費の納入について

１０月は会費（第３期）の納入月です。
口座引落の方は残高不足にご注意下さい。
T-NET 申込用紙をご提出された方で８月末日を過ぎた方（訂正による再提出を含む）は、今回 T-NET 経由の引き落としにはなりません事をご了承下さい。
次回からは T-NET 経由になります。

口座引落日
T-NET 経由の方　　１０月 27 日(火)
T-NET 申込をしていない方１０月 26 日(月)

なお、T-NET 経由による口座引落の申込は随時受け付けております。
詳しくは事務局まで。TEL 028-635-1411

広報部よりお知らせ

栃木県内 市町別平成 23・24 年度 入札参加資格審査申請について

１１月号にて日程表を掲載する予定ですが、１１月号の発行前に受付が開始される手続があります（宇都宮市（物品）：11/2～11/22）。
各自期限には十分ご注意いただけますようお願いいたします。

編集後記

１年で一番過ごしやすいであろう秋がやってきました。カメラ撮影が趣味の方は、紅葉を一段と楽しまれることと思います。
広報部には、プロ並みのカメラマンがいるので、綺麗に撮影された紅葉の風景を「行政とちぎ」の表紙にてお楽しみ下さい。
（齋藤）

行政とちぎ 10 月号 No.406

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2010.10
平成22年10月15日発行　第406号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

成年後見　相続　遺言　契約書　許認可

行政書士相談センター 028-638-0919（丸くいく）
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

栃木県行政書士会

マスコットキャラクター
アドちゃん